

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8114

## 税制改正で所得税申告が大幅に変わります！

### 税務署から昨年の年末調整の訂正を求める手紙がきた

サービス業の会員Iさんから相談が、「夫が勤めている会社に、10月29日付けて税務署から『扶養親族に該当しない人を申告するなど、誤って扶養控除等を受けているのではないかと考えられます』『誤りがある場合には、年末調整の再計算をおこない、追加納付する税額を受給者本人から徴収の上、同封の納付により納付してください』という手紙が届いた」「夫から、お前がなにか間違えたのかと怒られるし、心配で夜も眠れなかった」との話でした。手紙のコピーを見せてもらうと、確かに、「扶養控除等の見直しについて」との表題で、誤りがあると書かれています。

備考欄には「配偶者控除⇒配偶者特別控除」「定額減税3万円減額」としか書かれておらず、税務署に電話で尋ねたところ、「奥さんの事業所得が72万円あったので、配偶者控除でなく、配偶者特別控除に。控除額は38万で変わりなし。ただし、定額減税が3万円減額になる」という説明でした。年末調整の時点では、事業所得は確定していないため、訂正が必要になることはよくあることですが1年限りの定額減税のために、夫婦のもめごとになるとは…。税務署の文書の言い回しが分かりづらく、夫の会社の経理担当も理解できない上に、税務署に電話するのをためらって、会社では困っているそうです。今年度も、基礎控除、給与所得控除の変更、特定親族扶養控除の創設と大変複雑になっています。商工新聞紙上で(10/27付)、浦野税理士が「複雑な控除にして国民を煙に巻くな」と発言。続けて「国民の平和に生きる権利の拡充には、少なくとも基礎控除を220万程度にし、他の人的控除も年額消費支出に基づき引き上げる必要がある。そうすれば、複雑な計算から解放される」と提言しています。

### 「街なかにも、こんな静かな庭園が…」 「また来たいね」

11月8日(土)民商婦人部の秋の行事として、東区の徳川園へ出かけました。紅葉の進み具合は、まだまだでしたが、よく手入れされた園内を、ゆっくり歩きながら楽しみました。龍仙湖や虎仙橋のあたりでは、こどもや外国人観光客が、鯉にえさをやったり、写真を撮ったりと楽しんでいました。初めて徳川園



を訪れた人は「都会のまんなかにこんな森があるんだね」と感嘆。大曾根の滝の前でも写真を撮りました。一通り園内を歩いた後、登録有形文化財でもある「蘇山荘」でティータイム。ゆったりとした時間を楽しみました。



「徳川園、わたしも行きたかった」との声にこたえ、婦人部として今後も楽しい企画を考えていきます。12月7日(日)には、恒例となった「フラワーアレンジメント講習会」をおこないます。ぜひご参加を(案内のチラシを御覧ください)

### 税制改正にともない所得税申告が大きく変わります！

#### 「所得税申告・税制改正学習会」

「年収103万円の壁」を引き上げた2025年度税制改正で、所得税の申告が大きく変わります。2025年分(令和7年分)以降の所得税に適用されるため、12月、1月に行う年末調整から変更が生じます。

今後、支部単位での学習会についても行う予定ですが、第1回として、下記の通り行いますので、ぜひご参加ください。

日時 12月3日(水) 19時～20時30分

場所 民商事務所3階

\*参加希望の方は民商まで連絡してください